

議案第 9 号

燕市行政組織条例の一部改正について

燕市行政組織条例（平成 18 年燕市条例第 8 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市行政組織条例の一部を改正する条例

燕市行政組織条例(平成18年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

### (5) こども政策部

第2条の表企画財政部の項第9号中「異文化共生」を「多文化共生」に改める。

第2条の表健康福祉部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の表健康福祉部の項の次に次の1項を加える。

### こども政策部

- (1) 妊娠、出産及び子育て支援に関すること。
- (2) 保育及び幼児教育に関すること。
- (3) 児童福祉に関すること。
- (4) 母子保健に関すること。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(燕市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 燕市立幼稚園条例(平成18年燕市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(燕市保育園条例の一部改正)

第3条 燕市保育園条例(平成18年燕市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(燕市立保育園及び認定こども園施設使用条例の一部改正)

第4条 燕市立保育園及び認定こども園施設使用条例(平成18年燕市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「燕市教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(燕市すこやか赤ちゃん誕生祝い金等支給条例の一部改正)

第5条 燕市すこやか赤ちゃん誕生祝い金等支給条例(平成18年燕市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(燕市立認定こども園条例の一部改正)

第6条 燕市立認定こども園条例(平成24年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「燕市教育委員会」を「市長」に改める。

第4条及び第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(燕市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第7条 燕市子ども・子育て会議条例(平成26年燕市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いて」を削る。

第5条第2項中「教育委員会の意見を聴いて」を削る。

第10条中「教育委員会子育て支援課」を「こども政策部こども未来課」に改める。

(燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第8条 燕市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平成27年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

25 燕市教育 委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に に対する就学援助金の支給に関する事務であって規則 で定めるもの
26 燕市教育 委員会	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者 に対する就学援助の実施に関する事務であって規則 で定めるもの
27 燕市教育 委員会	経済的理由により就学困難な者に対する奨学金の貸 与に関する事務であって規則で定めるもの
28 燕市教育 委員会	保育園における保育の実施又は保育料の算定若しく は減免に関する事務であって規則で定めるもの
29 燕市教育 委員会	幼稚園における保育の実施又は保育料の算定若しく は減免に関する事務であって規則で定めるもの
30 燕市教育 委員会	認定こども園における保育の実施又は保育料の算定 若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの
31 燕市教育 委員会	特定保育の実施及び保育料の減免に関する事務であ って規則で定めるもの
32 燕市教育 委員会	病児・病後児の保育の実施及び利用料の減免に関す る事務であって規則で定めるもの
33 燕市教育 委員会	幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつ て規則で定めるもの
34 燕市教育 委員会	児童クラブにおける保育の実施又は利用料の算定若 しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの
35 燕市教育	入学時子育て支援金の支給に関する事務であって規

委員会	則で定めるもの
-----	---------

を

「

25 燕市長	保育園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの
26 燕市長	幼稚園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの
27 燕市長	認定こども園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの
28 燕市長	特定保育の実施及び保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
29 燕市長	病児・病後児の保育の実施及び利用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
30 燕市長	幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
31 燕市長	入学時子育て支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
32 燕市教育 委員会	特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対する就学援助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
33 燕市教育 委員会	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
34 燕市教育 委員会	経済的理由により就学困難な者に対する奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
35 燕市教育	児童クラブにおける保育の実施又は利用料の算定若

委員会	しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの
-----	-------------------------

】

に改める。

別表第2に次のように加える。

25 燕市長	保育園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報 障がい者関係情報 特別児童扶養手当関係情報
26 燕市長	幼稚園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報 障がい者関係情報 特別児童扶養手当関係情報
27 燕市長	認定こども園における保育の実施又は保育料の算定若しくは減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報 障がい者関係情報 特別児童扶養手当関係情報
28 燕市長	特定保育の実施及び保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
29 燕市長	病児・病後児の保育の実施及び利用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 生活保護関係情報
30 燕市長	幼稚園就園奨励費補助金	地方税関係情報

	の交付に関する事務であ って規則で定めるもの	生活保護関係情報
31 燕市長	入学時子育て支援金の支 給に関する事務であって 規則で定めるもの	住民票関係情報
		地方税関係情報

別表第3中

「

4 燕市 教育委 員会	保育園における保 育の実施又は保育 料の算定若しくは 減免に関する事務 であって規則で定 めるもの	燕市長	地方税関係情報 生活保護関係情報 障がい者関係情報 特別児童扶養手当関 係情報
5 燕市 教育委 員会	幼稚園における保 育の実施又は保育 料の算定若しくは 減免に関する事務 であって規則で定 めるもの	燕市長	地方税関係情報 生活保護関係情報 障がい者関係情報 特別児童扶養手当関 係情報
6 燕市 教育委 員会	認定こども園にお ける保育の実施又 は保育料の算定若 しくは減免に関す る事務であって規 則で定めるもの	燕市長	地方税関係情報 生活保護関係情報 障がい者関係情報 特別児童扶養手当関 係情報
7 燕市 教育委 員会	特定保育の実施及 び保育料の減免に 関する事務であつ	燕市長	地方税関係情報

	て規則で定めるもの		
8 燕市 教育委 員会	病児・病後児の保 育の実施及び利用 料の減免に関する 事務であって規則 で定めるもの	燕市長	地方税関係情報
			生活保護関係情報
9 燕市 教育委 員会	幼稚園就園奨励費 補助金の交付に関 する事務であって 規則で定めるもの	燕市長	地方税関係情報
			生活保護関係情報
10 燕市 教育委 員会	児童クラブにおけ る保育の実施又は 利用料の算定若し くは減免に関する 事務であって規則 で定めるもの	燕市長	地方税関係情報
			生活保護関係情報
11 燕市 教育委 員会	入学時子育て支援 金の支給に関する 事務であって規則 で定めるもの	燕市長	住民票関係情報
			地方税関係情報

」

を

「

4 燕市 教育委 員会	児童クラブにおけ る保育の実施又は 利用料の算定若し くは減免に関する	燕市長	地方税関係情報
			生活保護関係情報

	事務であつて規則 で定めるもの	
--	--------------------	--

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。